

令 8 私中高連第 1 9 号
令和 8 年 4 月 吉日

学校法人・私立中学高等学校

理 事 長 殿
校 長 殿
事 務 長 殿

日本私立中学高等学校連合会
会長 吉 田 晋
〔公印省略〕

**中高連団体保険制度「私立学校賠償責任保険」「私立学校スクールプロテクター保険」
「生徒傷害保険」並びに「学校法人役員賠償責任保険」のご継続並びに新規加入のご案内**

謹啓 春寒の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本連合会では、昭和 54 年から「私立学校賠償責任保険」を実施し、その後様々なニーズに応える「傷害保険」制度を設けるなど、私立学校の健全経営に欠くことのできない制度として定着しております。各学校には長年に亘りご理解とご協力いただき、深く感謝申し上げます。

この度募集開始となる「私立学校賠償責任保険」は、昭和 5 4 年の発足から実施している団体保険制度であり、現在、私立学校 7 3 1 校にご加入いただいております。各学校には長年に亘りご理解とご協力いただき、深く感謝申し上げます。

また、「私立学校スクールプロテクター保険」は「私立学校賠償責任保険」では補償できない「入試等の手続きミス、情報漏えい、生徒へのセクハラ、いじめ、体罰等に起因する経済的損失」を補償する保険制度です。昨今「いじめ」「体罰」が社会問題化したこと、またサイバー攻撃が急激に増加している社会的情勢を受け、現在 3 3 4 校にご加入いただいております。

さらに、「学校法人役員賠償責任保険」は、令和 2 年 4 月に私立学校法の一部改正を含む「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行され、この法律により、学校法人の運営にあたる理事、監事など、役員の方々の責任が明文化されることとなり、学校法人を取り巻く法律環境も大きく変わりつつある中、役員の方々に対する訴訟リスクの備えとして、是非ご加入をご検討ください。

様々な損害賠償請求への備えとして、ご加入校におかれましては継続加入を、また、未加入校におかれましてはこの機会に是非ご検討の上、ご加入くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

謹言

※「学校法人役員傷害保険」「私立学校教職員法定外労災保険」並びに「生徒賠償責任・自転車保険」につきましては、2月にご案内を送付させていただきました。万が一お手元がない場合には、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

取扱代理店 三井住友インシュアランス&フィナンシャルサービス株式会社
企業営業第二部「中高連担当」
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 4-2-5 トライエッジ御茶ノ水 1 3 階
電話 03-3525-7988
ホームページ <https://shokuiki.smif.co.jp/dantai/chukoren/>